

承認第7号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月6日提出

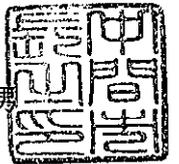
中間市長職務代理者 中間市副市長 後藤 哲治

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、救急事案により発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

平成29年4月28日

中間市長 松下 俊男



記

1 相手方

[Redacted]

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成29年4月15日午後1時25分ごろ

(2) 事故の発生場所

[Redacted]

(3) 事故の状況

午後1時15分覚知の救急事案の救急活動中において、傷病者を介添えにて担架に収容する際に、壁と担架が接触し、廊下の壁を破損させたもの。

3 損害賠償の額

90,450円

4 和解の趣旨

相手方は、本件事故により生じた損害につき、中間市の消防業務賠償責任保険契約に基づき、東京海上日動火災保険株式会社から相手方の [Redacted] 氏へ90,450円を支払うことにより、中間市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、今後、裁判上、裁判外を問わず何ら異議の申立て及び請求を行わない。